

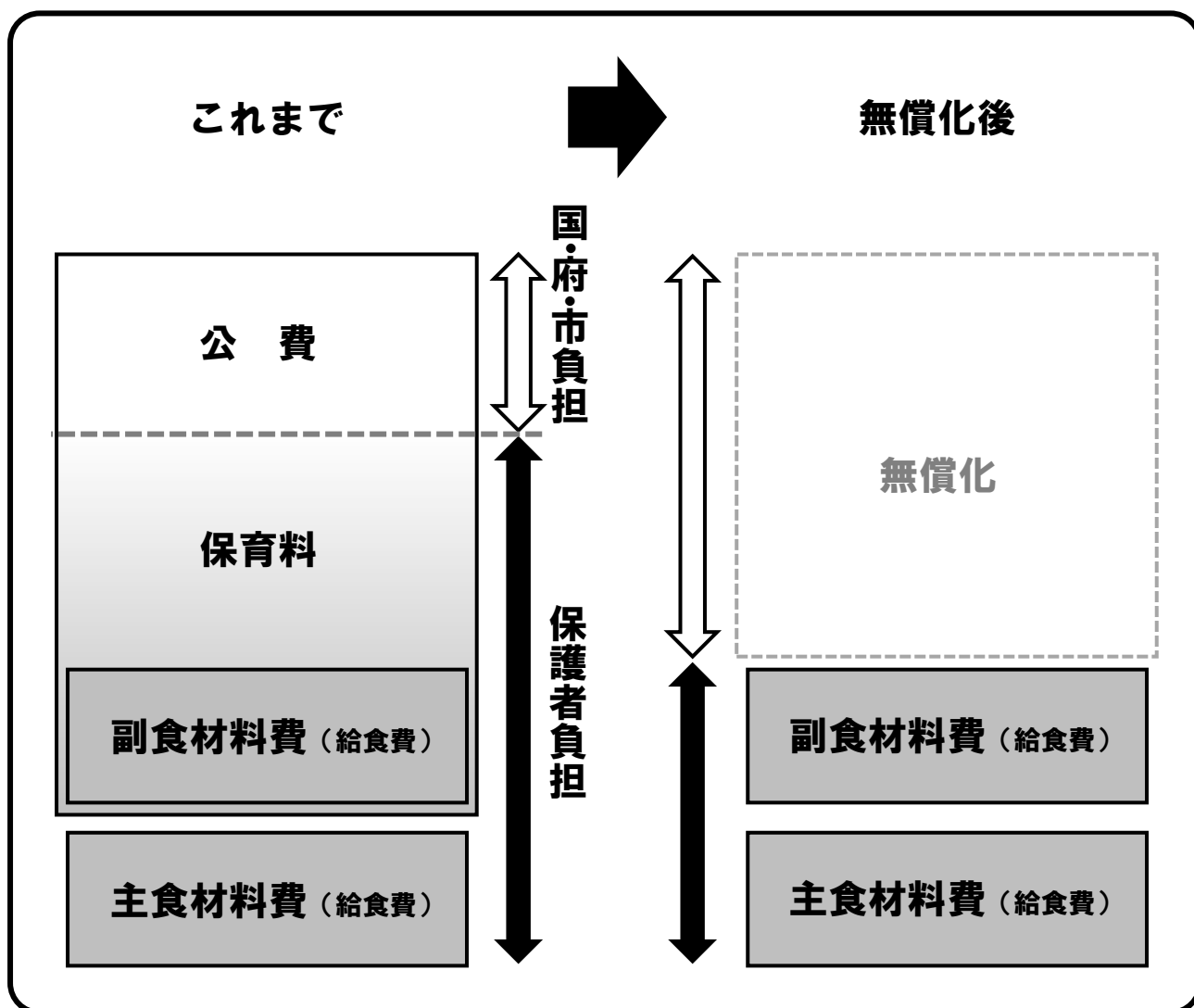
3～5歳児の保護者の皆様へ

令和元年10月から、保育料が無償化されます

これまで、保育料の一部としてお支払いいただいていた副食材料費（おかずなど）については、主食材料費（お米など）とあわせて、保育園、認定こども園に直接支払っていただきます。

令和元年10月から、3～5歳児のお子様については保育料が無償化されるため、保育料をお支払いいただく必要がなくなります。

ただし、給食の材料にかかる費用（給食費）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。保育園、認定こども園を利用する保護者も、自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。

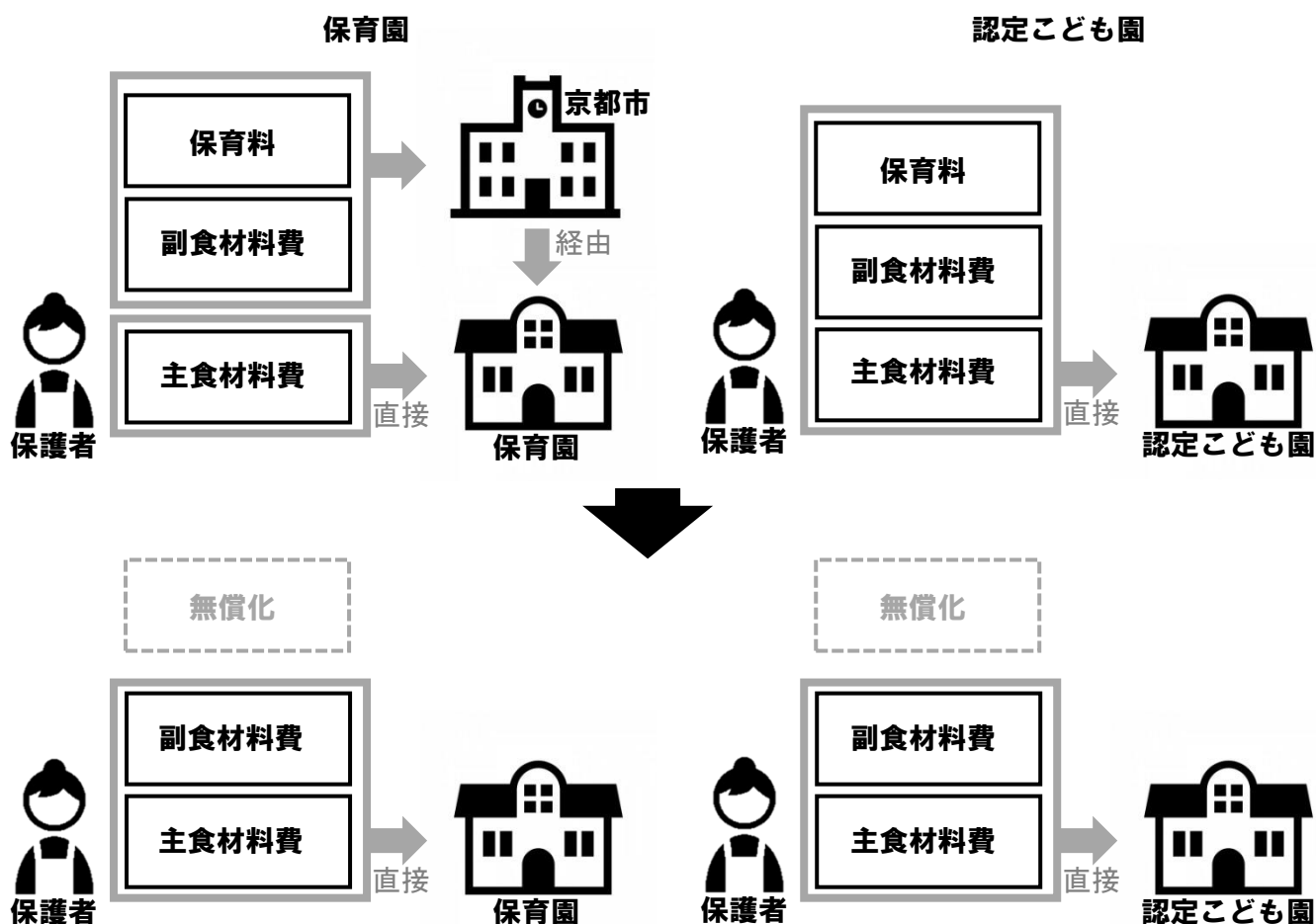


現在、3～5歳児の給食費は、

- 保育園を利用する場合、
 - ・主食材料費分（お米など）については直接、
 - ・副食材料費分（おかずなど）については（保育料の一部として）京都市を通じて、保育園にお支払いいただいております。
- 認定こども園を利用する場合、
 - ・給食費（主食材料費分）と保育料（副食材料費分含む）を直接、認定こども園にお支払いいただいております。

令和元年10月から、保育料は無償化されますが、

- 給食費については引き続き保護者の皆様にご負担いただくことが原則です。今後は、主食材料費分と副食材料費分の給食費をまとめて保育園、認定こども園にお支払いいただくこととなりますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。



※ 給食費の金額は、施設ごとに異なります。

（副食材料費の設定については、月額 4,500 円を目安とするよう、国が示しています。）

※ 副食材料費が免除となる年収360万円未満相当世帯の方などの対象者には、京都市から通知があります。

【問い合わせ先】

京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室(民営保育施設担当)
電話 075-251-2390 FAX 075-251-2950